



福岡医発第 548 号 (地)
令和 3 年 5 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

今般、令和 3 年 3 月 11 日付け福岡医発第 3155 号 (地) にてご連絡しておりました令和 3 年 2 月 26 日付け保医発 0226 第 2 号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保41)

令和 3 年 5 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」等の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和 3 年 2 月 26 日付け保医発 0226 第 2 号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」等の一部訂正について (令 3. 4. 30 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 30 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」等の一部訂正について

令和 3 年 2 月 26 日付け保医発 0226 第 2 号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 3 年 2 月 26 日付保医発 0226 第 2 号）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について(令和3年2月26日保医発0226第2号)

4 別添1の第2章第10部第3節K938を次に改める。

- (1) 消耗性電極とは、1回又は2回以上の使用により消耗し、交換が必要となる電極をいう。なお、この加算は一連の手術について1回のみ算定する。
- (2) 滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料をCDC手術創クラス以上に相当する術後縫合創層に対して使用した場合は、区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算及び区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置(入院)の「1」100平方センチメートル未満の「注1」初回加算並びに「注2」持続洗浄加算を合算した点数を準用して算定する。

ア 区分番号「A301」特定集中治療室管理料、区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

- (イ) BMIが30以上の肥満症の患者
- (ロ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
- (ハ) ステロイド療法を受けている患者
- (ニ) 慢性維持透析患者
- (ホ) 免疫不全状態にある患者
- (ヘ) 低栄養状態にある患者
- (ト) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又はもしくは皮膚の血流障害を有する患者
- (チ) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者

イ 以下に掲げる場合は、滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料ア以外の患者に対して使用する場合には、手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的で使用する局所陰圧閉鎖処置に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。

(イ) CDC手術創クラス以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合(「ア」以外の患者に対して使用した場合に限る。)

(ロ) CDC手術創クラス以下に相当する術後縫合創に対して使用した場合

ウ 区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算の「注」に定める規定は適用しない。